

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第108条第2項の規定により、  
次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成24年7月13日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称  
未広石油有限会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
神崎市神崎町田道ヶ里2433番地1
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日  
平成24年4月1日